

石川労働局発表
令和4年7月7日(木)

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室
室長 川崎 春夫
監督課長補佐 南出 清一
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

令和4年度石川県最低賃金の審議始まる 石川県最低賃金の改正諮問

石川労働局長(長嶋 ^{ながしま} ^{まさひろ} 政弘)は、令和4年7月7日(木)開催の「第444回石川地方最低賃金審議会」において、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、同審議会会長(高見 ^{たかみ} ^{としや} 俊也:(株)北國新聞社 論説委員会 委員長)に対して、石川県最低賃金(現行:時間額861円)の改正決定について、調査審議をお願いする旨の諮問を行いました。

今後、石川県最低賃金専門部会において、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安金額を参考にしながら慎重に審議され、10月上旬の効力発効を目指して8月上旬に答申がなされる予定となります。

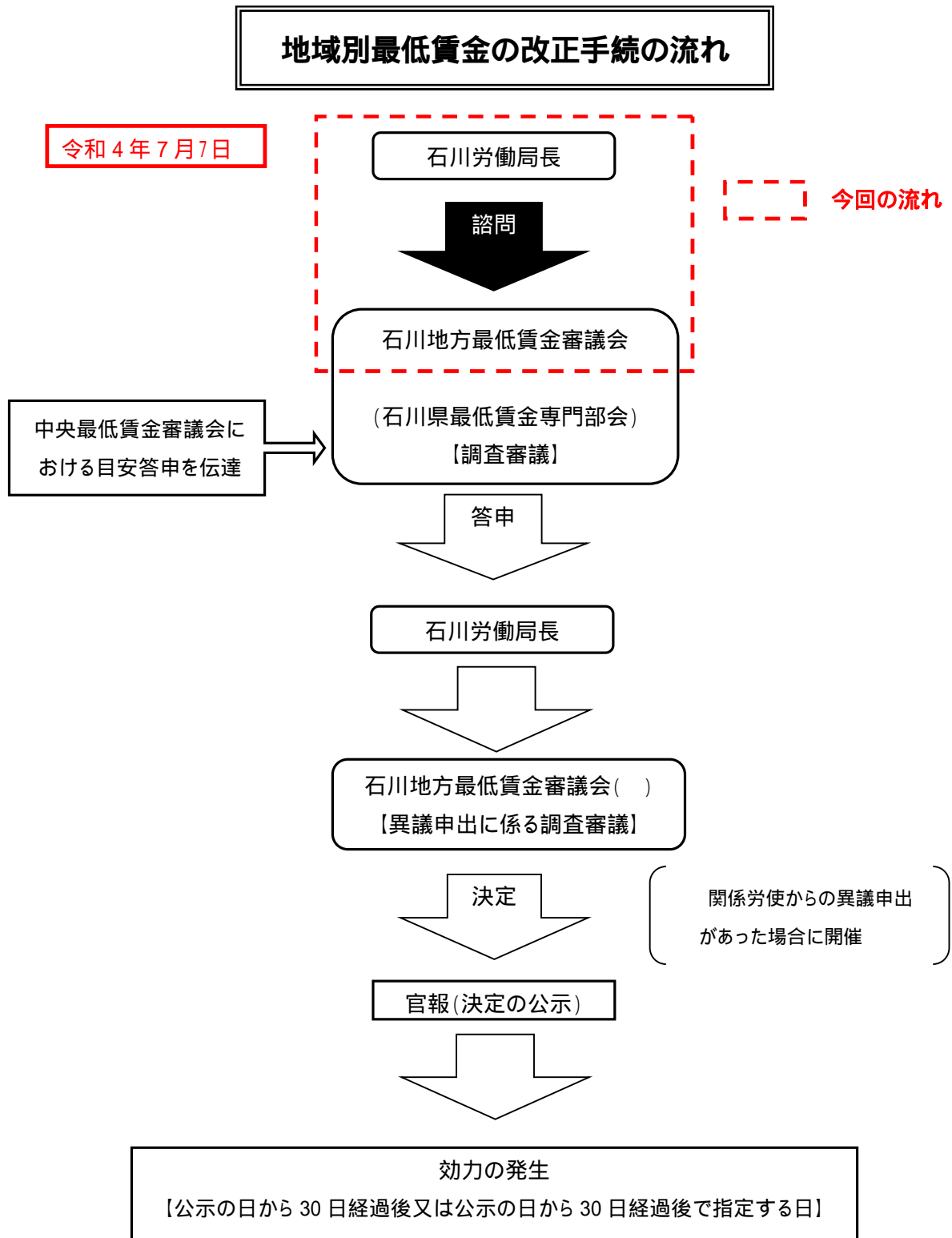
1 近年の石川県最低賃金額の推移について

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	757円	781円	806円	832円	833円	861円
引上げ額 (目安額)	22円 (22円)	24円 (24円)	25円 (25円)	26円 (26円)	1円 (示さず)	28円 (28円)
引上げ率	2.99%	3.17%	3.20%	3.22%	0.12%	3.36%
発効年月日	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.2	R2.10.7	R3.10.7

2 最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。



3 最低賃金の種類について

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。

特定最低賃金は、事業別（産業別）又は職種別に分類されますが、現在は、事業別（産業別）の産業別最低賃金のみが設定されています。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47つの最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、[1] 労働者の生計費、[2] 労働者の賃金、[3] 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

(2) 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されています。

4 最低賃金の適用される労働者の範囲について

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。）。

特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未滿で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません。）。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方

試の使用期間中の方

基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方

軽易な業務に従事する方

断続的労働に従事する方

5 その他

(1) 最低賃金の周知義務（最低賃金法第8条）

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

(2) 最低賃金の周知広報

最低賃金額は、賃金や物価等の動向に応じ、ほぼ毎年改定されており、報道機関、地方自治体の広報誌、各種団体の機関紙などを通じてお知らせしています。

(参考)

最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）（抄）

第4条（最低賃金の効力）

第1項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

第2項 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

第12条（地域別最低賃金の改正等）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）（抄）

第24条（賃金の支払）

第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。